

第 号
年 月 日

（住所）
（氏名） 様

利根沼田広域消防本部
消防長 印

資料提出命令書

年 月 日 時 分頃、 で発生した火災について火災調査のため必要があるので、消防法第 条第 項の規定により、下記の資料の提出を命ずる。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

記

教示

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、利根沼田広域市町村圏振興整備組合理事長に対して審査請求をすることができます。さらに、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、利根沼田広域市町村圏振興整備組合を被告として（訴訟において利根沼田広域市町村圏振興整備組合を代表する者は利根沼田広域市町村圏振興整備組合理事長となります。）、提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。